

消食表第21号

平成30年1月19日

国税庁課税部酒税課長 殿

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長 殿

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長

（公印省略）

### 「食品表示基準Q&A」の一部改正について

平成29年9月1日に、新たな加工食品の原料原産地表示制度を定めた食品表示基準の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第43号）が施行されました。

新制度の施行から3か月が経過し、施行後の制度説明会での質疑等を踏まえ、解釈を明確化すべきと判断した点について、「食品表示基準Q&A」（平成27年3月30日付け消食表第140号消費者庁食品表示企画課長通知）の一部を改正しました。また、その他事業者等からの問合せを受け、本Q&Aにおいて明確化すべきと判断した点等についても、併せて別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。